

お客様各位



経済産業省 資源エネルギー庁

「電気・ガス料金支援」事業継続による電気料金の特別措置について

平素より弊社をご利用いただき誠にありがとうございます。

国の電気・ガス料金に係る激変緩和措置につきまして、『強い経済』を実現するための総合経済対策に基づき、本該当期間の電気料金について、下記のとおり値引きを実施いたしますので、ご案内申し上げます。

1. 対象

弊社と低圧または高圧でご契約のお客さま ※特別高圧の電気をご契約中のお客さまは対象外

2. 適用期間

2026 年 1 月使用分～2026 年 3 月使用分

3. 値引き単価（特別措置単価）

(1) 高圧で供給を受ける場合

- ・ 2026 年 1 月使用（2 月検針）分、2026 年 2 月使用（3 月検針）分： **2.30 円／kWh**
- ・ 2026 年 3 月使用（4 月検針）分： **0.80 円／kWh**

(2) 低圧で供給を受ける場合

- ・ 2026 年 1 月使用（1 月～2 月中検針）分、2026 年 2 月使用（2 月～3 月中検針）分： **4.50 円／kWh**
- ・ 2026 年 3 月使用（3 月～4 月中検針）分： **1.50 円／kWh**

※上記単価は、消費税相当額を含む（税込）表示です。

4. 問合せ窓口

[新電力新潟株式会社]

TEL：0 2 5－3 6 9－5 8 4 2

平日 9：00～17：45 （12：00～13：00 および年末年始休業期間 を除く）

[電気・ガス料金支援 事務局 需要家向け窓口]

TEL：0 1 2 0－0 1 3－3 0 5

全日 9：00～17：00

5. 参考【事業概要】

経済産業省・資源エネルギー庁「エネルギー価格の支援について」

https://www.enecho.meti.go.jp/category/gekihen_lp/